

令和8年9月10日

裾野市ふるさと納税 新商品開発・魅力発信 応援プロジェクト 募集要項

裾野市では、ふるさと納税を通じた市内事業者等の「新しい挑戦」を応援する「裾野市ふるさと納税 新商品開発・魅力発信 応援プロジェクト」を実施します。

つきましては、新たな返礼品開発、既存返礼品の付加価値向上、返礼品の掘り起こしに関する取組みを募集します。

本プロジェクトの対象となった場合、本市が行うお披露目会やふるさと納税ポータルサイト等を通じた認知向上及び販売機会の拡大の支援を行います。

1 目的

ふるさと納税返礼品として新たな商品・サービスの開発や既存返礼品の付加価値向上に挑戦する市内事業者等と本市が連携して魅力ある返礼品を創出することで、地域産業の振興及びふるさと納税寄附拡大に取り組むことを目的とします。

2 募集内容

以下の提案について募集する。

(1) 新商品の開発

- ・地場産品を活用した食品、飲料等
- ・主に市内の工場等で加工された製品（例：食品、化粧品、工業製品等）
- ・体験型プランの造成

応募時点で商品が完成している必要はありません。但し、商品化の内容、実施体制、商品化スケジュール等が検討されている企画とします。

(2) 既存返礼品の付加価値向上

- ・商品開発ストーリー、作り手の想い等を付加する提案
- ・容量、セット、パッケージ等を変更する提案
- ・ふるさと納税用の新たな価格帯の提案
- ・自社製品を複数組み合わせる、既存返礼品を登録している事業者同士で商品を組み合わせる提案

(3) 返礼品の掘り起こし

- ・ふるさと納税返礼品に登録可能性がある商品、OEM 製品などの情報提供

返礼品として登録可能性がある商品、サービス、体験型プランに関する情報提供又は推薦を受け付けるものです。

情報提供者は、市内事業者、金融機関、商工関係団体その他市が適当と認める者とします。第三者が事業者を推薦する場合は、原則として、推薦先事業者の了承を得てください。

情報提供を受けた後、市が当該事業者へ連絡し、返礼品登録の意向、地場産品基準へ

の適合性、供給体制等を確認します。情報提供のみをもって、本プロジェクトの対象企画又は返礼品として採択・登録されるものではありません。



3 応募要件

下記の全てに該当すること。但し、「1 募集内容 (3) 返礼品の掘り起こし」に関する情報提供の場合はこの限りでない。

- (1) 市内に事業所がある法人又は個人事業主
- (2) 返礼品として登録する商品、サービスを継続的に提供できる者
- (3) 市税等の滞納がない者
- (4) 反社会的勢力との関係を有しない者
- (5) 宗教活動や政治活動を目的としていない者
- (6) 返礼品の製造、販売、提供等に必要な許可、認可、届出、資格等を有していること
- (7) 返礼品の品質、安全性、表示、個人情報等について、関係法令を遵守し、適切に管理できること
- (8) 本市及び本市が指定するふるさと納税業務受託事業者との連絡調整、受発注管理、在庫管理等に対応できること
- (9) 本市が行う取材、撮影、広報、お披露目会等に協力できること。

4 費用負担

応募書類の作成・提出、試作品の製作、原材料、商品開発、設備、許認可、検査、パッケージ、商標その他商品化に要する費用は、応募者の負担とします。

本プロジェクトの一環として実施するお披露目会及び情報発信に要する費用は、本市が負担します。ただし、お披露目会会場までの交通費、試食・展示用商品の提供費用等は、応募者の負担とします。

5 募集期間

- (1) 1次募集：令和8年10月30日（金）15:00 まで
- (2) 2次募集：令和9年2月26日（金）15:00 まで

6 応募方法

裾野市ふるさと納税 新商品開発・魅力発信応援プロジェクト企画提案書、商品イメー

ジ（写真、イラスト等）を電子メールにてご提出ください。

なお、件名を「【事業者名】応援プロジェクト応募」としてください。

7 企画提案の確認

市は、提出書類及び必要に応じてヒアリング等の内容を確認し、対象企画を決定します。なお、応募要件又は確認事項を満たさない場合は、対象とならないことがあります。

<主な確認事項>

本趣旨との整合	新たな挑戦や返礼品の魅力向上に資する提案か
地場産品基準	基準に適合するか又は適合する見込み
市場性	寄付者ニーズ、市場動向等を踏まえた提案となっているか
付加価値向上	新たな付加価値が明確か、具体的な改善
実現可能性	商品化の体制、スケジュールの現実性
供給・継続性	品質、在庫、発送、サービス提供を安定的に行うことができるか

8 お披露目会

本市が主催するお披露目会で本プロジェクトの対象になった商品を報道関係者に紹介します。

① 1次募集で提案された商品のお披露目会：令和8年11月～12月頃開催予定

② 2次募集で提案された商品のお披露目会：令和9年4～5月頃開催予定

※返礼品としての登録、販売はそれぞれの商品の準備が整い次第、随時実施します。

※未完成の企画については、進捗に応じて紹介します。

9 留意事項

- ・地場産品基準への適合確認及び総務省への申請を経て本市が返礼品として登録します。
- ・商品に係る各種法令申請、品質管理、知的財産等は応募者の責任において対応すること。
- ・返礼品登録、商品化後は寄附申込みに応じて適切な発送・サービス提供を行うこと。
- ・本プロジェクトの対象になった場合でも、裾野市が売上の保証等をするものではない。

10 問い合わせ・提出先

裾野市 市長戦略部 産業・イノベーション推進課 企業誘致・ふるさと納税推進係

電話：055-995-1826

E-mail:susonofurusato@city.susono.shizuoka.jp

裾野市のふるさと納税返礼品 地場産品基準（抜粋）

- (1) 裾野市内で生産されたものであること（例：市内で生産された野菜）
- (2) 裾野市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
（例：市内で生産された果物を使って市外で製造された飲料。但し、使用する原材料が一定割合以下になった場合この限りではない。）
- (3) 裾野市内において、返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
（例：市外で生産された原材料等を用いて、市内の製造所で製造した飲料）
- (4) 裾野市内において生産されたものであって、近隣市町において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
（例：市内で肥育後、近隣の複数団体を管轄すると畜場でと畜するため、流通構造上、市外で加工される肉）
- (5) 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
（例：裾野市マスコットキャラクター「すそのん」グッズ）
- (6) 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
（例：市内で製造されたそば（2,500円相当）と市外で製造されたそばつゆ（1,000円相当）のセット。セットの主要な品であるそばが、上記1～5の地場産品基準に該当し、そばとそばつゆも関連性があるため。）
- (7) 裾野市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
（例：裾野市を訪れ、市内で宿泊することを条件とする旅行券や旅行クーポン）

上記は、地場産品基準の概要です。実際の適合性は個別に判断します。

応募に際してご不明な点は、裾野市 市長戦略部 産業・イノベーション推進課 企業誘致・ふるさと納税推進係までお問い合わせください。